

託送供給等約款の認可について

2023年10月31日
関西電力送配電株式会社

当社は、2023年9月25日、電気事業法第18条第1項^{※1}に基づき、「託送供給等約款」の変更認可申請を経済産業大臣に行いました。

(2023年9月25日お知らせ済み)

本日、経済産業大臣から、当社が申請した内容にて認可をいただきました。今回、認可された内容は、2022年12月21日より導入している、基幹系統の混雑^{※2}解消のため調整電源^{※3}を出力制限する再給電方式（調整電源を活用）に加えて、調整電源以外の電源も含め一定の順序^{※4}により出力制御する再給電方式（一定の順序）の運用に関して、供給条件に反映したものです。

○今回認可された「託送供給等約款」の実施時期
2023年12月27日より実施します。

※1：電気事業法第18条第1項（託送供給等約款）

一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給等に係る料金その他の供給条件（以下この款において単に「供給条件」という。）について、経済産業省令で定める期間ごとに、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。当該期間中において、これを変更しようとするときも、同様とする。

※2：送電線や変圧器の過負荷が予見される状況。

※3：一般送配電事業者が調整力契約をしている電源。

※4：調整電源に続き一般送配電事業者からオンラインでの調整ができない電源を活用しても混雑が解消できない場合は、ノンファーム型接続のバイオマス電源（出力制御困難なものを除く）、ノンファーム接続の自然変動電源（太陽光・風力）、ノンファーム型接続の地域資源バイオマス電源（出力制御困難なもの）および長期固定電源の順番で出力制御を行う。

以上